

## 中部運輸局自動車交通部

令和7年1月31日 14:00発表

## 連絡先

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

久世、猪飼、宗宮 TEL 052-952-8082

福井運輸支局 輸送・監査担当

加藤、浅沼、高間 TEL 0776-34-1602

## 乗合バス事業者に車両使用停止処分及び文書警告

中部運輸局は、下記事業者に対して一般監査を実施し、以下の車両使用停止処分及び文書警告を行いましたのでお知らせします。

## 記

## 1. 事業者の氏名又は名称、住所並びに営業所名

事業者名 : 有限会社 オオギ観光タクシー（代表者：小畑 信男）

住所 : 福井県三方郡美浜町久々子第62号8番地

営業所 : 本社営業所（住所に同じ）

## 2. 行政処分等の概要

処分日 : 令和7年1月31日

処分内容 : ① 事業用自動車の使用停止処分 30日車  
(1両を30日間)

② 文書警告

## 3. 監査端緒

長期監査未実施であったことから、福井運輸支局が当該事業者に対して監査を実施。

## 4. 主な違反内容及び違反条項

(1) 点呼の記録の記載事項が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)

(2) 業務の記録の記録事項が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項)

- (3) 運行管理者の講習を受講させていなかった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項)
- (4) 社会保険等に加入義務のある者が未加入であった。  
(道路運送法第30条第2項)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 : 3点  
当該事業者が付された累積違反点数 : 3点

以上